

○議長（滝内久生君） 次は、質問順位2番、一つ、ヤングケアラーの支援条例の制定について、二つ、地震に対する家屋、ブロック塀の倒壊に対するTOUKAI-0事業について、以上2件について。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） 4番、清新会の渡邊です。議長の通告に従い、順次趣旨質問をさせていただきます。

一つ、ヤングケアラーの支援条例の制定について。

先日、私がヤングケアラーの問題を初めて令和3年6月に一般質問をしたことがきっかけで、ファクスなどでやり取りをしている市内の女性の方から、本年1月26日に次のようなファクスが届きました。

近況報告と題し、ヤングケアラーの問題では大変お世話になっております。おかげさまで、昨年9月にNPO広域協会の自薦ヘルパー制度でヘルパーさんが見つかり、自宅内での介護に入ってくださいるようになりました。私も家族（息子さんがヤングケアラーです）も、とても助かっております。大変お世話になり、とても感謝しております。今後もこの問題について取り組んでくださいますよう、どうぞよろしく申し上げますという内容でした。

大人の代わりに家族の世話や家事を行っているヤングケアラー、近年、この言葉が注目されるようになり、実態を把握する調査などが行われていますが、その支援はまだ十分とは言えないと思います。

改めて、ヤングケアラーとは、障がいや病気、要介護者などを抱えていてケアを要する家族がおり、介護をせざるを得ない状況で家事や家族の世話などを行う18歳未満の子供を指す言葉です。

ヤングケアラーとなっている子供は多いにもかかわらず、行政の支援がまだ十分に進んでいない問題があります。実態調査によれば、中学2年生の約17人に1人がヤングケアラーでしたが、それを自覚している子供は僅か約2%しかおらず、分からないと答えている中学2年生も12.5%おり、ヤングケアラーに該当しているか分からないままケアをしている現状が分かります。

静岡県では、実態調査も終わり、その結果も報告され、我が下田市でも、学校教育課、福祉事務所、市民保健課が、この問題について三位一体で取り組んでいただいておりますが、各市町においても、この問題は大きく取り上げられるとともに、既にヤングケアラー支援条

例が定められているところもございます。

その一つを紹介します。

令和4年5月に、埼玉県入間市ではヤングケアラー支援条例が議会に提出されました。その後、7月1日に施行されました。ヤングケアラーに対象を絞った条例では、全国で初めてと言えます。

条例では、学校でのヤングケアラーの早期発見を求めたほか、関係機関からの相談を受け体制を整備することが盛り込まれました。そのために、学校などの関係機関や地域住民の役割を明らかにしました。学校へは、ヤングケアラーの健康状態、生活環境の確認と支援の必要性の把握、市や関係機関と連携して適切な支援に努めるよう求め、地域住民の役割としてヤングケアラーへの支援の必要性を理解すること、ヤングケアラーや家族が孤立しないよう配慮することなどを定めています。そして、入間市に対しては、ヤングケアラーの支援のために関係機関や地域住民と連携し総合的な支援を実施することを役割として義務づけました。

改めて、ヤングケアラーの支援には多くの問題があり、これに対する把握が難しく、その子供たちは自分がヤングケアラーである認識がないケースが多く、学校や周囲に相談ができないのです。そうした子供たちは、家族の世話をするのが当たり前という認識を持っており、遊んだり勉強することに支障が出ていても、それに問題があるとは気づいていないこともあります。そのために、行政や学校による支援ができていないという実情があると言います。

そうした折、入間市のような条例ができることでヤングケアラーへの理解が広まり、子供たちも自ら周囲に相談しやすくなるかもしれませんと言います。こうしたヤングケアラーの支援が広まって、子供が子供らしく過ごせるような社会がつくられていくことに期待したいと思います。

昨年9月の一般質問に対し半年が過ぎようとする今、学校教育課長の答弁の中に、本年度、各校で行うアンケートの中にヤングケアラーに関する項目を設け、10月末までに実施し、その結果を参考にヤングケアラーの心配のある児童生徒を把握し、支援につながるようにしたいとの答弁がありましたが、その結果はいかがだったのでしょうか、お伺いします。

また、福祉事務所長から学校教育課、市民保健課、福祉事務所のそれぞれが相談窓口となり、ヤングケアラーの把握に努め情報の共有をするという答弁がございましたが、実際に幾つかの問合せ、相談があったのでしょうか、お伺いします。

最後に、下田市においても早く条例をつくり、ヤングケアラーの子供たちが自覚や自発に

認識するなど、下田市独自で支援条例を一日でも早くつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

次に、地震に対する家屋、ブロック塀の倒壊に対するTOUKAI-0事業について質問させていただきます。

令和2年度・3年度の3月、私は地震に対する家屋及びブロック塀の倒壊対策についての一般質問をしました。そして、TOUKAI-0の事業の重要性について問いました。現在、TOUKAI-0の第3期事業が令和3年4月1日より令和7年3月31日までの計画で進められております。改めて、このTOUKAI-0事業は昭和56年5月31日以前に建築された旧建築基準の木造住宅などの耐震化の促進やブロック塀などの倒壊による災害を防止し、震災時における人命の安全を確保するため、国や県が共に進めている事業でございます。

建物については、まず、市より派遣される無料の耐震診断、これを受け、その後、補強計画・耐震補強工事を行うことで補助金を受けることができます。

住宅に対する耐震診断、改修工事実績は、平成28年から令和3年の5年間を見ると、耐震診断補助戸数は75戸で、耐震改修工事補助戸数は15戸でした。また、ブロック塀などの倒壊や転倒による災害を防止するため、撤去や改善する費用の一部の補助金を受けることができます。

下田市では、令和4年度の目標として、住宅耐震診断費補助戸数を20戸、耐震改修工事費補助戸数を4戸としましたが、その結果はいかがでしたでしょうか、お伺いします。また、ブロック塀の倒壊、防止に対する実績結果に対してはいかがだったのでしょうか、重ねてお伺いします。

令和4年度、市民に対する家屋の耐震の周知方法として該当する住宅所有者に対する直接的な耐震化の促進・耐震診断実施済者に対する耐震化の促進、具体的にはシニアクラブに訪問し普及啓発の実施、市内全域を対象に300戸の家庭にDMの送付、耐震診断未実施者に対する戸別訪問、耐震診断実施者に対する耐震化の促進、また、診断後一定期間経過しても改修を行っていない人たちに対し電話・戸別訪問などによる耐震改修促進など、様々な取組をし、広報しもだ、メディアにも協力をいただいて、周知に対し様々な努力をしていただきました。

また、ブロック塀耐震改修促進事業として、ブロック塀の撤去や改善に対しての費用の補助に対し緊急輸送路（国道135号、136号、414号、県道下田南伊豆線、県道下田松崎線）、避難路・通学路に面するブロック塀を対象に同時に進められてきましたが、結果を見ると、

残念なことに、なかなか成果が上がっていないように思われます。

担当課におきましては、このTOUKAI-0事業も残すところ3年となりました。私は、改めて号外みたいなTOUKAI-0だけに特化した印象に残るパンフレットを作り、改めて耐震のない家屋の住民に配布したらと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。また、担当課の皆様に対しては今後どのようにこの事業を進めていくのか、お伺いします。

今、懸念されているのが東は駿河湾に始まり、遠州灘沖、熊野灘沖、紀伊水道沖、土佐沖、九州東方沖まで続く深さ4,000メートルの溝（これがトラフです）で起ころうとしている南海トラフ巨大地震です。

この地域で起こり得る地震が東海地震・東南海地震・南海地震で、また、この三つが連動して起こり得る地震が南海トラフ巨大地震です。静岡県現在の被害想定では、最大10万5,000人が犠牲者となると考えられております。

火山学（地球科学）の第一人者、京都大学名誉教授の鎌田浩毅さんは、2035年からプラス・マイナス5年、つまり2030年から2040年の間に必ず起きると断言しております。規模は2011年に起きた東日本大震災の10倍以上、経済損失は20兆円と言われていますが、南海トラフ地震では220兆円以上、死者も32万人を超えると予測しております。

下田市耐震改修促進計画によりますと、下田市での被害はレベル1では死者数300人、全壊・焼失棟230棟、レベル2では死者5,120人、全壊・焼失棟3,620棟と大変な予想となっております。

下田市の場合、津波で多数の方が亡くなると想定されていますが、一般的に地震が発生した場合、最も死亡率が高いのが住宅の倒壊による圧死と言われております。静岡県では、建物の倒壊が31万9,000棟と想定されています。震度6・7クラスの地震が発生すると、動くことが困難になり住宅の倒壊に巻き込まれ死亡してしまうケースが多いとのこと。

改めて、家屋の耐震工事補助金額は、一般世帯、上限100万円、高齢者（65歳以上）の世帯は、県・市より10万円ずつプラスになり上限120万円、ブロック塀撤去工事においては、1敷地に対し最大26万6,000円、建て替え事業については、1敷地最大59万9,000円の補助額となっております。

ブロック塀に対しては、無料の耐震診断補強士は用意されておられません。そこで、ブロック塀の点検のチェックポイントです。1. 基礎の根入れはあるか、2. 塀は高過ぎないか、3. 控え壁はあるか、4. 塀の傾き、ひび割れはないか、5. 塀に鉄筋が入っているかの5点を目検で検査して確認します。以上の部分で一つでも不適合があれば、危険なので改善す

ることとなります。

ここで、担当課長にお聞きします。

家屋の倒壊により緊急輸送路を塞いだり他人にけがをさせる原因になった場合、またブロック塀が倒壊しけがを負わせた場合、その所有者が賠償責任を負う可能性が高いと言います。先ほどのTOUKAI-0の周知に、ここまでの説明も含まれているのかをお伺いします。

市、防災安全課で進めております耐震シェルターについてお伺いします。

まず、補助金額が令和3年6月15日から補助率を2分の1から3分の2へ、限度額を15万円から20万円に拡大になりました。住宅の耐震補強工事に経済的な理由で踏み切れない方に対する事業で、地震シェルターという住宅内に安全な空間を確保することで、地震の揺れにより住宅が倒壊したときなどの人的被害を最小限にとどめ、その後の速やかな避難につなげることを目的に耐震シェルターを整備するときの費用の一部を助成する制度です。

防災安全課長にお聞きします。

2年前には1件の設置工事があったと記憶しておりますが、その後、いかがでしょうか。また、市民への周知は今も行っているのか、お伺いします。

以上、趣旨質問を終わります。

○議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、ヤングケアラー支援条例の制定についての御質問の中の学校におけるアンケート調査の結果とその対応についてお答えを申し上げます。

本年度、市内小中学校において実施をしましたアンケート調査では、何らかの家族のケアをしていると答えた児童生徒は13人おり、本人への聞き取りや家庭環境など、児童生徒の置かれている状況を確認しました。

現時点では、ヤングケアラーに該当するものではありませんが、児童福祉の視点から見守りが必要と思われる児童生徒も数名おり、福祉事務所、市民保健課とも情報を共有し、支援につなげられるよう対応を進めております。

私からは以上です。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 私のほうからは、ヤングケアラーの支援条例の制定についての御質問の中で、実際に幾つかの問合せ、相談があったのかという御質問、それから、支援条例の制定についての考え方についてお答えしたいと思います。

まずですね、問合せ・相談についてでございますけども、これまでに学校や教育委員会、市民保健課や福祉事務所におきまして、ヤングケアラーに関する相談事例は報告されておりましたが、ヤングケアラーの状態が日常化していて、御家族や子供本人にヤングケアラーになっているという自覚や問題意識がなかったり、御自分たちでは解決方法が見いだせず誰にも相談できないままとなっている御家庭があるかもしれません。こうしたことを防ぐため、また、本当に困っている方々を支援につなげていくために、ヤングケアラーについての認知度を高めるとともに、ヤングケアラーの状態にあつてお困りのときには相談できるところが幾つもあるのだということなどを何度も繰り返し周知して広めていく必要があると考えます。

これまでも、市広報誌への記事掲載や学校を通じたチラシ等の配布など啓発に努めてまいりましたところ、ヤングケアラーに関する認識は少しずつ高まってきたという手応えを感じております。これからも、ヤングケアラーの早期発見や実態の把握につながるよう、児童生徒や保護者、地域の方々に向けた情報発信を続け、当事者や御家族の方々が相談しやすい環境づくりと地域の方々から子供たちを温かく見守っていただける環境づくりに取り組んでまいります。

支援条例の制定についてでございますが、ヤングケアラーにつきましては、学校教育課、市民保健課、福祉事務所で連携して対応する体制を整えているところでございます。

対策につきましては、始まったばかりでもございまして、実績を積み重ね、これを検証しながら地域の実情に合ったやり方を見だし、また、情勢の変化に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えます。

支援条例の制定をすべきという御意見につきましては、3課の連携体制の中で他市町の取組の先行事例を調査研究するなどして検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私のほうからは、TOUKAI-0に関して答弁申し上げます。

まず、TOUKAI-0事業の実績としまして、個人住宅の耐震診断は当初予算で20戸を見込んでいたところ、テレビCM、県や市のホームページ、広報しもだ、ダイレクトメール、戸別訪問等の周知徹底を行った結果、約倍となる38戸の耐震診断を実施しております。また、木造住宅の耐震改修補助事業は、当初予算4戸に対し実施も4戸となっております。また、ブロック塀等の耐震改修補助事業は、本年度、ブロック塀の撤去を2件実施しております。

TOUKAI-0事業に特化したパンフレット等での周知については、個人住宅の耐震診

断と木造住宅の耐震改修補助事業について、今年度、広報しもだに3回掲載しております。期限が設けられていることから、引き続き、広報やダイレクトメールなどを活用し積極的に推進を図ってまいります。

また、損害賠償の責任についてでございますが、家屋やブロック塀の倒壊による所有者の損害賠償責任については民法によって判断されることから、市から詳細な説明ができないため広報誌等には記載しておりません。しかしながら、訪問の際に会話のやり取りの中で賠償責任の生じる旨などを伝えている場合もございます。

私からは以上です。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、耐震シェルターの設置件数と市民への周知についてお答え申し上げます。

令和3年6月に補助率などを拡大したものの、現在までの設置件数は、令和元年度の1件のみとなっております。

市民への周知につきましては、広報誌、ホームページに掲載するほか、自主防災会連絡協議会や出前講座、戸別訪問等で周知を行っております。

今後につきましても、今年度同様、広報誌等で周知をするとともに、防災訓練など人が多く集まる機会を活用し積極的に推進していきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） それでは、先に御回答ありがとうございました。

ヤングケアラーへの支援に対しアンケート調査の結果については、学校教育課長から幾らかの家族のケアをしていると答えた児童数は13人おりましたが、ヤングケアラーに該当するものではないとのことでしたが、児童福祉の視点から見守りが必要と思われる児童が数名いることから、福祉事務所、市民保健課ともに情報を共有し、対応を進めているとの回答をいただきました。ありがとうございます。

ヤングケアラーに対する問合せ・相談については、相談事例は報告されていない、所長がおっしゃっている様々な家庭事情もあり日常化しているため、自覚などできずにいる家庭もあることも事実だと私も思います。

ヤングケアラーについては、さらに認知度を高め繰り返し周知をしていく。これまでも様々な方法で啓発をしたことで、ヤングケアラーに対する認識が高まってきた。これからも

ヤングケアラーの早期発見や実態につながるような様々な環境づくりに取り組むなどの回答をいただきました。

本題のヤングケアラーに対する市独自の条例制定については、ヤングケアラーについては3課で連携して対応し、対策については始まったばかりであることから、実績を積み重ね、情勢の変化にも応じて柔軟に対応したい。支援条例の制定をすべきという意見に対しては、3課の連携の中で、他市町の取組の先行事例を調査・研究するなどして検討するとの御回答をいただきました。

以上の回答をいただき、ありがとうございました。ヤングケアラー問題に対し、各課が三位一体で取り組んでいることに感謝いたします。私は、条例をつくることで、このような支援があるのなら、ヤングケアラー自身、また家族の方々もこれを認識し、申出が増え支援を受けたい家庭が増えると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。福祉事務所長よろしいですか。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 先ほども申し上げましたように、市内におきまして児童生徒さんへのチラシ、それから保護者に対する広報をしてございます。また、地域の住民の方々にも広報誌等でヤングケアラーという言葉、それから、その言葉の意味が浸透してきているというふうに理解しております。

このことによりまして、地域の温かい見守りの中でヤングケアラーではないかというお子さんについての御連絡をいただいたり、あるいは保護者の方や児童生徒さんのほうから相談される機会も増えてくるかなと思います。そうしたことが出てきた場合、学校、教育委員会、市民保健課、それから福祉事務所で事案に応じて対応してまいりたいと思います。

御家族・御家庭の事情によって、複合的で生活困窮ですとか、障害の方がおられるとか、高齢の方がおられるとか、いろいろなケースに応じて複合的な事案もあろうかと思えます。多くの機関が連携して支える方法を、手だてを見つけて早期に発見するということと適切な支援を届けると、つなぐというところですね、ここを重点的にやっていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） 御回答ありがとうございました。

先日、私のところにファックスがあり、今まで私が匿名で紹介をしていた方から、このた

びヤングケアラーをテーマにしたシンポジウムがあり、間接的に私も参加させていただくことになりました。お忙しいとは思いますが、ホームページなどを御覧いただけたら幸いです。今後も、この問題について取り組んでくださいますよう、どうぞよろしく願いますとのファックスをいただきました。

そのシンポジウムの内容を私も見させていただきましたが、内容が私の想像以上のものだったので、この方にお許しをいただき、身近なヤングケアラーの実例として紹介します。

まず、この方の名前はコハヤシ知さんといいます。稲梓に在住の方です。コハヤシ知さんは、化学物質過敏症、電磁波過敏症、さらに筋肉性脳脊髄炎の病気を持っているため、病院に入院して治療を受けることができず、自宅で療養するしかありません。

改めてコハヤシさんの症状について説明しますと、化学物質過敏症、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒、芳香剤などの日常生活で私たちが何げなく使用しているものに含まれる化学物質に接触することで、頭痛や倦怠感、不眠など多岐にわたって症状がある疾患です。電磁波過敏症、電磁波に過敏のため、身の回りにある微弱な電磁波を浴びただけでも頭痛や吐き気を感じてしまう人々の症状です。緊急性脳脊髄炎、突然原因不明の激しい全身倦怠感に襲われ、それ以降、強度の疲労感とともに、微熱・頭痛・筋肉痛・関節痛・脱力感・思考力の障害、鬱病などが長期にわたって続く疾患です。これらの症状があるため、病院での治療が受けられません。

それでは、そのシンポジウムについてお話しします。

このシンポジウムは、日本ALS協会がヤングケアラーをテーマにし開催をしました。そのシンポジウムには本人が参加できず、その代理人が代読する方法で始まりました。なぜ本人が出席できなかったかという、彼女の病名はシックハウスによる環境疾患の化学物質、電磁波過敏性発症（長男長女も同様だそうです）。その後、息子が小学生のとき私は筋肉性脳脊髄炎を発症し、身障者1級となった。

発症時の家族構成は、夫、私、長女、長男、私の両親。夫は単身赴任で東京在住、長女は大学に進学し埼玉に居住。ほぼ同時期に、父が認知症を発症、母は家事と父の世話、長男は私のそばという状況になりました。

母は、機嫌が悪いと食事を作ってくれなくなり、そういうときは長男が作ってくれた。ヤングケアラーの方です。長男は、私の入浴、着替え介助、トイレ介助もしている。学校休みの日は、家の掃除、布団干しなど、家事全体もしてくれていた。夜は私の横に寝て、夜中のトイレの介助もしてくれた。母は介助の仕方が乱暴で、体調が悪化しているため、私の介助

はお願いできなかった。父の認知症が悪化するに従い、母は言葉の暴力でなく、私の裸のお尻や背中をぶつようになり、介護放棄をすることもあり、長男の負担が増えた。私も長男もこの頃が一番つらかった。

長男が学校に行ってる間、トイレ移動させてくれる人が母しかなく、母は自分の部屋に閉じこもってしまうためトイレに行けないことがあり、とてもつらかった。そんなとき、あまりにも体調が悪くなり、苦しくて悔しくて手首を切ったこともある。自力移動ができないため刃物を取ることができないので、手元のコップを割って動脈をカットしようと思ったが、力が足りなくて動脈まで届かなかった。

長男は穏やかな性格で、相手の状況をよく理解できるため、介護はとても上手。父も母の言うことは全く聞かなくても、長男には素直に従っていた。そのため、ますます長男の負担が増えることになった。長男本人は、それほど深刻に受け止めていないため余計に申し訳なかった。私は、長男のためにも早く死にたいと思っていた。

私は、発病するまで看護師をしていた。東京の病院に勤務し、ICUで働いていた。まさか自分が病院に入院できない疾患、障害を持つことになるとは夢にも思わなかった。入院による治療と家庭での介護は全く性質は違うことを身をもって体験した。家庭内での介護は、家族や当事者の負担は非常に大きい。現在、受入れ可能な病院は日本にはない。こうした問題があり、家族介護にならざるを得なかった。

数年前から、世の中でヤングケアラーの問題が表面化することになり、下田の議会だよりにヤングケアラー問題に取り組まれている議員さんが掲載されていたので連絡を取り、障がい者相談支援員からも話を聞いてくださるようお願いした。その後、議員さんがコバヤシ家の状態を議会、福祉事務所に伝えてくださり、議会から私へのヒアリングがあり、これに併せて私のほうからは重度訪問介護の申請をした。静岡県のヤングケアラーの担当者が、相談支援員と下田市に対してヒアリングをした。私と長男からの今後の要望を支援員を通して伝えてもらった。ヤングケアラーへの具体的な支援策は、まだまだないまま長男は18歳になる。

以上がシンポジウムの内容でした。

次に、TOUKAI-0に対することに移らせてもらいます。

建設課の努力によって、先ほど報告した令和3年までの5年間のトータルの耐震診断戸数75件に比べ、4年度の1年間で38戸と大幅な増となりましたが、残念なことに、改修工事は4戸、また、ブロック塀撤去は2件と伸びが少なかったことが残念です。

個人住宅の無料耐震診断については、令和6年度で終わり、木造住宅改修補助金事業も令

和7度で終了するといいます。あと二、三年で事業が終了してしまいますので、5年度は4年度より一層増えるよう、さらなる周知をお願いする次第です。

家屋やブロック塀の増加により、他人に対する傷害賠償は民法によって、その様子を伝えることもあるとのこと。やはり賠償に対しては、所有者に助言が必要と思います。よろしくをお願いします。

最後に、シェルターについて二つほどお尋ねします。

設置件数が増えてないとのことですが、他の市町でも耐震シェルターの補助事業をしていると思いますが、どのような状況か、把握しているかお伺いします。

また、2番目として、他のまちでも実績が伸びない状況が見受けられますが、下田市としては、周知だけでなく普及させるための施策をどのように考えているのでしょうか、お伺いします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） ありがとうございます。

実績につきましては、今後、周知等も含め徹底して推進を図ってまいりたいと思いますので、議員のほうにも御協力のほど、よろしくお願いいたします。

あと損害賠償につきましては、私もちょうと県のホームページとか他市町のホームページを見たんですけど、そこまで記載しているところがありませんでした。それについては、ちよっとまた県のほうとも相談していきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、耐震シェルターについて他市町の状況についてお答えいたします。

県内では、22市町において同様の補助事業を実施しております。令和3年度の実績としましては、県内で4件となっており、内訳としましては富士市で1件、静岡市で1件、浜松市で2件となっております。

今後の施策についてですが、各市町において補助制度の普及促進については苦慮しているのが現状です。今後につきましては、様々な場面で周知を行うとともに、県内共通の課題として、県や各市町の防災部局等関係者と改善策について協議をしていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） 答弁、ありがとうございました。

この土曜日・日曜日、4日・5日とNHKのスペシャルで南海トラフ巨大地震のドラマを放送しておりました。見た方も多いと思いますが、このドラマでは、死者10万2,000人、警戒の対象となるのは29都道府県の6,000万人という設定の下でのドラマでした。大変興味あるドラマでしたが、被害が少なくなるよう準備が必要だと、つくづく思われました。

令和4年度においては38件の耐震診断をしたと言いましたが、先ほど担当課の方策をさらに進め、いい機会ですから、そういうところへ、また再度、先ほど言いましたみたいに、いろいろ連絡をしてもらって、1件でも耐震工事とかシェルターの関係が増えることを祈っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（滝内久生君） これをもって、4番 渡邊照志君の一般質問を終わります。